〇延岡市環境基本条例
平成11年３月29日条例第９号
改正
平成17年12月19日条例第90号
延岡市環境基本条例

目次
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　環境の保全に関する基本的施策（第７条―第17条）
第３章　延岡市環境審議会（第18条）
第４章　補則（第19条）
附則

わたしたちは、よりよい環境を次の世代に引き継ぐため、ふるさとの山、川、海をいつくしみ、一人ひとりが身のまわりのことから環境にやさしい暮らしを実践することを誓い、「地球環境保全都市」を宣言した。ここに、わたしたち市民すべての参加の下に、自らの社会を環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会に変えていくとともに、地球環境保全のための取組を積極的に進めていくため、この条例を制定する。
第１章　総則
（目的）
第１条　この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
（２）　地球環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
（３）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
（基本理念）
第３条　環境の保全は、市民が健康で文化的な生活に欠くことのできない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。
２　環境の保全は、公害の防止並びに資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行わなければならない。
３　環境の保全は、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共存する都市の実現を目的として行われなければならない。
４　地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境にもかかわっていることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。
（市の責務）
第４条　市は、前条に規定する環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（事業者の責務）
第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
２　前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
（市民の責務）
第６条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、廃棄物の減量、資源の有効な利用等により環境への負荷の低減に努めなければならない。
２　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
第２章　環境の保全に関する基本的施策
（施策の策定等に関する基本指針）

第７条　環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
（１）　市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
（２）　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
（３）　人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
（環境基本計画）
第８条　市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、延岡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、延岡市環境審議会の意見を聴くものとする。
４　市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
５　前２項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
（施策の策定等に当たっての配慮）
第９条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮するものとする。
（規制の措置）
第10条　市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
２　市は、自然環境その他市民の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、前項に規定する措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。
（資源の循環的な利用等の促進）
第11条　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者と協力して、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効な利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
２　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者と協力して、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。
（環境の保全に関する教育、学習等）
第12条　市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、生涯を通じた環境の保全に関する教育及び学習を振興し、並びに環境の保全に関する広報活動を充実するため、必要な措置を講ずるものとする。
（市民等の自発的な活動の支援）
第13条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う河川浄化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（情報の提供）
第14条　市は、第12条の規定による環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の規定による環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。
（調査及び研究の実施）
第15条　市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を実施するものとする。
（監視等の体制の整備）
第16条　市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、国、県及び他の地方公共団体と連携をとりながら、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。
（推進体制）
第17条　市は、環境の保全に関する施策を国、県、他の地方公共団体、市民、事業者及び民間団体と連携して積極的に推進するための体制を整備するように努めるものとする。
第３章　延岡市環境審議会
第18条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき、本市に延岡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、次に掲げる事務を行う。
（１）　環境基本計画に関し、第８条第３項に規定する事項を処理すること。
（２）　市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
（３）　前２号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務
３　審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
４　審議会は、委員25人以内で組織する。
第４章　補則
（委任）

第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。
附則
（施行期日）
１　この条例は、平成11年４月１日から施行する。
（延岡市生活環境保護条例の一部改正）
２　延岡市生活環境保護条例（昭和58年条例第５号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附則
（平成17年12月19日条例第90号）
2020/12/15 この条例は、平成18年２月20日から施行する。